

令和2年(2020年)第2回ニセコ町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年2月21日(金)午前10時00分から午前11時50分

2 開催場所 ニセコ町役場 第2会議室

3 出席委員(13人)

会長	13番	荒木	隆志		
会長職務代理者	9番	松田	修身		
委員	1番	茶谷	久登	2番	大橋 敏範
	3番	大田	和広	4番	佐藤 寿恵
	5番	笹塚	成之	6番	芳賀 修一
	7番	平松	利幸	8番	大加瀬 真紀子
	10番	長井	修	11番	山崎 常雄
	12番	大野	智美		

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報告第1号 農地法第3条第6項の規定による農地利用状況報告の受理について
- 第 5 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく嘱託代位登記の完了について
- 第 6 議案第1号 下限面積の設定について
- 第 7 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第 8 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第 9 追加報告第1号  
農業経営改善計画の認定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 山口 丈夫

## 7 会議の概要

会 長

最近新型コロナウイルスの感染がかなり増えて北海道では昨日で5人目がでています。雪まつりの実行委員会の方のコメントで、まだこれから出てくるだろうとの報道もありましたが、遠方に外出される場合などはマスクを着用し十分注意してください。それでは始めたいと思います。

議 長

ただいまの出席委員は、13名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和2年、第2回ニセコ町農業委員会総会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第9条の規定により議長において、11番 山崎常雄君 12番 大野智美君を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の山口局長を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。おはかりいたします。今総会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告をいたします。令和2年第1回総会以降の会長及び代理の動静についての報告をいたします。その内容は別紙動静書のとおりであります。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4、報告第1号「農地法第3条第6項の規定による農地利用状況報告の受理について」の件、日程第5、報告第2号「農業経営基盤強化法に基づく嘱託代位登記の完了について」の件に2件を一括議題といたします。事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局

【報告第1号の朗読】

平成25年に賃貸借を結んだ解除条件付き賃貸借について利用状況報告があり、適正に利用されておりますので報告します。図面は5ページです。

以上、報告第1号を終わります。

【報告第2号の朗読】

本件は12月20日ニセコ町告示第76号で告示した案件であり、〇〇さんから(株)〇〇への所有権移転の嘱託登記の案件で、2月7日に登記が完了しております。

以上で報告第2号を終わります。

議 長

それでは、ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

それでは、ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

特に発言がないようですので、報告第1号から第2号までを報告済とします。

日程第6、議案第1号「下限面積の設定について」の件を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案第1号の朗読】

農地法では、農地の権利取得を行う場合の取得後の下限面積が定められており、2haの下限面積を町の実情により農業委員会が告示をすることで変更することが可能となっています。

その際は、9ページに記載している資料のとおり、例えば、下限面積を1haに設定しようとした場合、1ha未満の農業者の割合が約40%を下らない（超えている）ことが基準の1つとなっています。

2015年の農業センサスにおいて、本町は現状の2ha未満においても、その農家が14%しかないこと、また、下限面積を下げる要望などが寄せられていないことや新規就農者は農業経営基盤強化促進法による利用集積計画により、下限面積以下でも利用権の設定が出来るため対応できていることなどにより、令和2年度の下限面積につきましても、変更しないこととするものです。

以上で、議案の朗読と説明を終わります。

議 長

これより、議案第1号「下限面積の設定について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〇番

ここにいる皆さんは認定農業者で、大きな面積でやっている方たちばかりですけど、小さい面積で半農半X（エックス）でやりたいという新規就農者がいれば、引き受け手のなさそうな小さな農地や遊休地を引き受けて耕作してもらっ

たりという機会を農地法で縛らない方がいいのではという考えを持っていて、今すぐではなくても将来的には下限面積を低くすることを視野にいれていただければと思います。

事務局

今後色々な営農スタイルも出てくるかと思えます。一度の議論では尽くせないかと思えますが、今後の課題として時間をかけて検討していければと思います。

○番

今後柔軟にやっていくのも必要かと思えます。

議長

他にありますか。

【なしの声あり】

なければ、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第1号「下限面積の設定について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案第2号の朗読】

本件は、農地の転用申請が2件です。

まず番号1番ですが、字〇〇の〇〇株式会社が所有する字〇〇△△番△、こちらは地目原野になりますが、この土地において同社がホテル建設を行う計画となっており、この土地に町道から進入する既存の道路があるのですが、このホテル建設の事業が都市計画法の開発行為に該当することから9mの道路幅が義務付けられるため、敷地確保に必要な字〇〇△△番△と△△番△を転用する計画となっております。

議案の19ページには転用申請箇所の詳細図、20ページより事業計画地の平面図や建物図面、24、25ページには進入道路の土工定規図（断面図）を添付しておりますのでご覧ください。

転用申請地については、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則転

用不許可であります。農業用施設や農家住宅に転用する場合など、いくつか例外があります。この中で農地法施行令第4条第1項第2号の二で「申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること。」また、その際は農地法施行規則第36条において、「申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る土地の面積の割合が3分の1を越えない」とされており、今回はこの例外に該当する案件となっております。

議案28ページから調査書を添付しておりますが、本申請と並行して都市計画法上の開発行為の手続きも同時進行中であり、本申請の議決後、北海道農業会議へ意見聴取し、当委員会の判断と北海道農業会議の判断が許可相当で一致した場合は会長専決により許可書を交付いたしますが、今回の場合、開発行為の許可のタイミングと合わせて許可をすることとなります。

次に番号2番ですが、〇〇国の事業者、〇〇が所有する字〇〇△△番△の一部、こちらは地目山林になりますが、この土地において同社がホテル建設を行う計画となっており、道道からこの土地に進入する既存の道路があるのですが、こちらの事業も開発行為に該当するため、進入道路の道路幅員が求められることとなり、必要な道路敷地として字〇〇△△番△を転用する計画となっております。

議案の32ページからが資料となりますが、申請地には根抵当権が設定されているため、42ページには権利者の同意書を添付しております。45ページからは事業地の平面図や建物図面、52ページには進入道路の定規図（断面図）を添付しております。

こちらの申請地も第1種農地となり原則不許可ですが、先ほどの番号1番と同様に不許可の例外となっております。また、こちらも開発行為に該当していることから番号1番と同様、北海道農業会議の意見を聞いた後、許可相当で一致した場合は開発行為の許可のタイミングと合わせて許可するという流れになります。

以上、議案第2号の朗読と説明を終わります。

議長

これより、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件の質疑に入ります。質疑はありますか。

〇番

去年も色々あったが、今後も特定の地域かもしれないが、出てくる開発を認めていいものかというのがあります。

議長

他にありませんか。

【なしの声あり】

なければ質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【賛成（挙手）7人】

【反対5人】

賛成7人、反対5人により、過半数に達しておりますので、本案は原案のとおり決定し、北海道農業会議へ意見聴取した後、意見が一致すれば開発行為の許可と許可日を合わせ許可いたします。

議案第3号については、〇〇委員に関連する議案が含まれていますので、審議終了まで退室をお願いします。

また、私に関する案件も含まれていますので、ここで退室し、議長を代理と代わります。

【〇〇委員退室】

【会長退室、松田代理議長席へ】

日程第8、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案第3号の朗読】

本案については、新規設定が17番の1件、利用権の再設定が残りの19件、合計20件で727,623㎡です。

図面については議案65ページから、調査書については85ページから添付しております。

これらの計画内容は、全部効率利用、農作業常時従事など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

これより、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

**【全員挙手】**

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

**【〇〇委員入室】**

**【会長入室、松田代理元の席へ】**

以上で、告示された議案は全部終了いたしました。引き続き、お手許に配布しました追加議案の審議に入りたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

**【異議なしの声あり】**

ご異議なしと認め、直ちに追加議案の審議に入ります。

日程第9、追加報告第1号「農業経営改善計画の認定について」の件を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

**【議案の朗読】**

本件については、ニセコ町長からの協議依頼に対して総会にて協議する暇がなかったため、専決処分しニセコ町長に回答した案件です。3ページ以降に計画認定申請書を添付しております。

以上で、議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、ただ今の追加報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

**【なしの声あり】**

特に発言がないようですので、追加報告第1号を報告済とします。

以上をもって、令和元年、第2回ニセコ町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。

この議事録は、会議の経過を記載したものであり相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年2月21日

議	長	荒	木	隆	志	印
署名委員	11番	山	崎	常	雄	印
署名委員	12番	大	野	智	美	印